

婚姻歴のないひとり親に対する寡婦(夫)控除等のみなし適用を実施します

婚姻歴のないひとり親には、税法上の寡婦(夫)控除等が適用されないことから、婚姻歴のあるひとり親と比べ課税所得が高くなり、課税額などを認定要件とする各種制度において、利用に伴う自己負担額や給付額等に差が生じる場合があります。

市では、この差を解消するため、婚姻歴のないひとり親の方を対象に寡婦(夫)控除等のみなし適用の認定申請の受付を8月1日から開始し、各事業における寡婦(夫)控除等のみなし適用を10月1日から実施します。

◆対象者

市内に住所を有し、左表の対象事業を利用される方で、前年の12月31日および申請日において、次の要件を満たす方

- ① 婚姻によりないで母となり、現在婚姻していない方のうち、扶養親族または生計を一にする子を有する方。
- ② ①に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の方。
- ③ 婚姻によりないで父となり、現在婚姻していない人のうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下である方。

※生活保護受給者は対象外です。

① 婚姻によりないで母となり、現在婚姻していない方のうち、扶養親族または生計を一にする子を有する方。

◆申請方法

利用を希望する方は、次の必要書類を子育て支援課へ提出してください。

- ・寡婦(夫)控除のみし適用申請書
- ・申請者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)

※申請書は子育て支援課や各支所窓口にあるほか、市HPからもダウンロードできます。

※申請方法や適用時期など詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課

☎35-3140

広報ID 1011148

対象事業等 (10月1日以降から寡婦(夫)控除等のみなし適用となる事業)	担当課
病児保育利用料、放課後児童クラブ利用料、助産及び母子生活支援施設入所負担金、休日保育利用料、一時保育利用料、夜間保育利用料、短期入所及び夜間看護等負担金、母子家庭等就業支援費	子育て支援課
障がい者住宅改造費、障がい者屋根融雪装置設置費、軽度・中度難聴児補聴器費	福祉課
老朽空家等除却費	建築住宅課
高齢者等住宅改造費、高齢者等屋根融雪装置設置費、介護保険料の減免、社会福祉法人の介護保険利用者負担金、家族介護用品の購入費、徘徊高齢者探索システム端末借用費用、緊急通報システム機器借用費用、日常生活用具費、外出支援事業利用料、高齢者バス優待乗車証購入費	高年介護課
上水道料金(生活困窮減免)	上水道課
下水道使用料(生活困窮減免)	下水道課
私立幼稚園就園奨励費(平成31年4月から令和元年9月分まで)	教育総務課

※上記の対象事業において、平成31年4月1日以降利用しているものについては、4月1日に遡及適用されます。
 ※今後、対象事業の追加等がありますので、ホームページや子育て支援課窓口でご確認ください。
 ※下記の対象事業は、国の例規等の改正により、既にみなし適用が実施されております。
 保育園保育料、児童扶養手当、児童手当、障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費、地域生活支援事業費、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、福祉医療費(母子父子医療、重度心身障がい者医療の一部の事業)、市営住宅使用料、一般不妊治療費、特定不妊治療費、養育医療費

ご意見をお寄せください

パブリックコメント 【市民意見の募集】

案件名 認可外保育施設の設備及び運営に関する基準について

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する方(法人・団体も含む)

閲覧場所 市HP、子育て支援課(本庁1階)、市民コーナー(本庁1階)、各支所、市図書館「煥章館」、市民文化会館、ビッグアリーナ、女性青少年会館(休館日を除く各施設の開館時間内)

提出方法 所定の様式にご意見を記入のうえ、8月20日(火)までに窓口・郵送・FAX・MAIL

※様式は閲覧場所にあるほか、市HPからもダウンロードできます。

問合せ 子育て支援課

☎35-3140 FAX35-3165

Mail: kosodateshien@city.takayama.lg.jp

広報ID 1010666

児童扶養手当現況届の手続きを

児童扶養手当とは、父子家庭や母子家庭などの生活の安定と自立を助け、子どもの心身の健やかな成長のために支給されるものです。

手当を受けるためには、必要な書類を添えて市へ申請する必要があります(所得制限あり)。

現在、手当を受給されている方には、「現況届」の案内をお送りしますので、9月2日(月)までに手続きをお願いします。

未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金を支給します

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、今年度だけの臨時・特別給付金を支給します。

対象 次のすべての要件に該当する方

- ① 令和元年11月分の児童扶養手当を受給する父または母
- ② 令和元年10月31日時点で、これまでに婚姻をしたことのない方
- ③ 令和元年10月31日時点で、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

支給額 17,500円

申請期間 令和2年2月3日(月)まで

※児童扶養手当現況届の手続き時に申請できます。

※戸籍謄本と印鑑をご持参ください。

問合せ 子育て支援課 ☎35-3140